



平成 28 年 5 月 13 日

各 位

上場会社名 日本ピグメント株式会社
代表者名 取締役社長 加藤 龍巳
(コード番号 4119 東証第 2 部)
問合せ先責任者 取締役 経理部長 今井 信一
(TEL. 03-6362-8801)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 80 回定時株主総会での承認をいただくことを前提として、監査等委員会設置会社に移行することを平成 28 年 2 月 10 日に公表しておりますが、本日開催の取締役会において、同定時株主総会において定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

取締役会の監督機能の強化、社外取締役の更なる活用による経営の透明性・公正性の向上など、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図ることを目的として、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 80 回定時株主総会での承認をいただくことを前提として、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員である取締役および監査等委員会に係る規定の新設、監査役および監査役会に係る規定の削除、ならびに、今後の事業展開を鑑み、当社の事業目的について追加および表現の修正、資本政策および配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる規定を新設、その他所要の変更を行います。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更を付議する定時株主総会開催日	平成 28 年 6 月 29 日
定款変更の効力発生日	平成 28 年 6 月 29 日

(別紙)

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">1章 総則</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は下記の業務を営むことを目的とする。</p> <p><u>(1) ピグメントカラー (印刷インキ、塗料、合成樹脂、ゴム、繊維等の着色剤) の製造販売</u></p> <p><u>(2) 工業薬品、合成樹脂加工機械、食料品、衣料品、木材、日用品雑貨の輸出入および販売</u></p> <p><u>(3) 前記各号に付帯する一切の業務</u></p> <p>第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条 (条文省略)</p> <p><u>(自己の株式の取得)</u></p> <p>第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、<u>取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は下記の業務を営むことを目的とする。</p> <p><u>(1) 各種樹脂、ゴム、繊維等の着色剤の製造および販売</u></p> <p><u>(2) 各種樹脂の加工および販売</u></p> <p><u>(3) 各種着色剤の製造および販売</u></p> <p><u>(4) 各種インキ、塗料とそれら関連材料の製造および販売</u></p> <p><u>(5) 各種樹脂、工業薬品および化学薬品の製造および販売</u></p> <p><u>(6) 樹脂用加工機械およびその付属品の販売</u></p> <p><u>(7) コンピューターソフトウェアの作成、販売</u></p> <p><u>(8) 食料品、衣料品、木材、日用品雑貨の輸出入および販売</u></p> <p><u>(9) 不動産関連事業</u></p> <p><u>(10) 労働者派遣事業</u></p> <p><u>(11) 前記各号に付帯する一切の業務</u></p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>第8条～第12条（条文省略）</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第13条～第19条（条文省略）</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>（員数）</p> <p>第20条 <u>当社には15名以内の取締役を置く。</u></p> <p>（選任）</p> <p>第21条 取締役は、株主総会において選任する。 （新設）</p> <p>2. <u>（条文省略）</u></p> <p>3. <u>（条文省略）</u></p> <p>（任期）</p> <p>第22条 <u>取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>補欠または増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> （新設）</p> <p>（役付取締役）</p> <p>第23条 <u>取締役会の決議により取締役の中より社長1名を選定する。</u></p> <p>2. <u>前項のほか会長1名、副社長、専務取締役、常務取締役および相談役各若干名を選定することができる。</u></p>	<p>第7条～第11条（現行どおり）</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第18条（現行どおり）</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>（員数）</p> <p>第19条 <u>当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名以内とし、監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p> <p>（選任）</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. <u>前項の規定による取締役の選任は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と、監査等委員である取締役とを区別して行う。</u></p> <p>3. <u>（現行どおり）</u></p> <p>4. <u>（現行どおり）</u></p> <p>（任期）</p> <p>第21条 <u>取締役の任期は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、監査等委員である取締役については、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>（削除）</p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>（代表取締役および役付取締役）</p> <p>第22条 <u>取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. <u>取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>3. <u>社長は代表取締役とする。社長のほか取締役会の決議により前項の役付取締役の全部または一部を代表取締役に選定することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第24条 取締役会は、法令に別段定めがある場合を除き、<u>社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>社長</u>に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役および監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会決議の省略) 第26条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は株主総会の決議によって定める。</p> <p>第28条～第29条 (条文省略)</p>	<p>(削除)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第23条 取締役会は、法令に別段定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長</u>に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会決議の省略) 第25条 (現行どおり)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任) 第26条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会決議をもって同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部の決定を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は株主総会の決議によって定める。<u>ただし、監査等委員である取締役の報酬等とそれ以外の取締役の報酬等とを区別して株主総会の決議によって定めるものとする。</u></p> <p>第28条～第29条 (条文省略)</p>

現行定款	変更案
<p align="center"><u>第5章 監査役および監査役会</u></p>	<p align="center"><u>第5章 監査等委員会</u></p>
<p>(員数) 第30条 <u>当社の監査役は、4名以内とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(選任方法) 第31条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(任期) 第32条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(常勤監査役) 第33条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会の招集通知) 第34条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(報酬等) 第35条 <u>監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の責任限定契約) 第36条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める範囲内とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会規則) 第37条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
(新設)	<u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
(新設)	2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の <u>手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>
(新設)	<u>(監査等委員会規則)</u> 第31条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める <u>監査等委員会規則による。</u>
第6章 計 算	第6章 計 算
第38条 (条文省略)	第32条 (現行どおり)
(新設)	<u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> 第33条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。
第39条～第40条 (条文省略)	第34条～第35条 (現行どおり)

以上